

株式会社宮也技工 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和7年1月1日～令和11年12月31日までの5年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度の等の制度についての掲示物を作成・研修を実施することで全従業員に制度周知を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年7月～ 制度の理解を促す掲示物の作成及び研修会の実施
- 令和8年1月～ 業務内容・体制の見直しの実施

目標2：年次有給休暇取得促進に向け、時間単位の年休付与及び計画的付与制度を導入し、社員に周知する。

<対策>

- 令和7年9月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 令和8年1月～ 実状の分析と検討
- 令和8年4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：トライアル雇用等を通じた雇入れを実施することで採用機会の確保その他の雇用管理の改善を行う。

<対策>

- 令和8年4月～受け入れ方法や体制について検討
- 令和9年4月～ 制度の導入